

平成 26 年鳥取各要望事項（平成 25 年度ブロック会議提出）

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
提案理由、要旨等	
<p>日韓暫定水域について、民間漁業者間での協議により、平成 21 年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、沖合底びき網漁業関係者においては、平成 22 年に浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について協議が決裂し、22 年以降は同水域内での海底清掃は実施できていない。</p> <p>こうした中、現在まで協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。</p> <p>一方、双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。</p> <p>については、協定締結から 10 年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要があるため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。 3 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。 4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する投棄漁具の回収事業等の支援について、基金による事業実施が平成 26 年度の概算要求に盛り込まれた。今後の事業実施に当たっては、漁具回収事業と共に、抜本的な経営救済対策を、基金化のメリットを生かして継続的に実施すること。 	

【別紙1】

平成26年度要望結果に対する各海区の意見について（案）

IV 外国漁船問題等について

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立や中国に対する平成9年の外務大臣書簡の破棄など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域（EEZ）にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。

要望海区

○鳥取海区、

回答の概要

【水産庁】

政府としても主張すべきところは主張しており、水産庁としても外務省と十分連携して、一歩でも前に進めるように努力したい。

【外務省】

日頃より、どうすれば領海領土をしっかりと守れるのか、加えて、漁業者が安心して漁業に携わることができるか、水産物の持続可能な捕獲がきちんと保たれるのかということについて問題意識を持って取り組んでいる。

外務省としては、日本の立場を明確に主張し、しっかりと境界を画定して、皆さんが安心して漁業に取り組まれるようにということで交渉を続けている。

平成9年の所謂小渕書簡、外務大臣書簡に関して色々な意見をいただいていることは、重々承知しており、国会等で色々取り上げられているということに加え、外務大臣の方にも色々なご要望があることはよく承知している。大臣からも日々しっかりとやるようにということで指導を受けており、非常に重く受け止めている。

回答に対するコメント（案）

竹島領土問題の解決に向けて、全力を挙げて努力していただきたい。

【別紙1】

平成25年度要望結果に対する各海区の意見について

IV 外国漁船問題等について

<p>3 暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① (新規) 日台漁業取り決め適用水域について、我が国漁業者の操業実態を踏まえた操業ルールを早期に決定すること。</p> <p>② <u>日韓暫定水域及び日中暫定措置水域・中間水域について、国の責任において政府間協議による実効性を持った操業秩序を早急に確立させるとともに、両国と共同で資源回復・管理対策を講じること。また、民間協議における合意事項の履行について支援を行うこと。</u></p> <p>③ 日・中・韓3国による東シナ海・黄海資源管理機構(仮称)の創設に向け、関係国との協議を進め、同海域における実効ある資源管理体制を早期に確立すること。</p> <p>④ <u>韓国、中国及び台湾との間の政府間漁業交渉等において、我が国の排他的経済水域における各国所属漁船の違法操業の現状を示し、その根絶のための監視取締体制の強化及び操業秩序維持のための指導を強く要請すること。</u></p> <p>⑤ <u>外国漁船による違反操業や廃漁具の海上投棄等による被害を救済するため、漁場機能維持管理事業並びに外国漁船被害救済事業の継続・拡充を図ること。</u></p>
<p>要望海区 ○鳥取海区ほか</p>
<p>①</p> <p>【水産庁】 今年の1月には一応のルールが合意されており、本ルールに基づいてできるよう陸上、海上共に全力で対応したい。</p> <p>【外務省】 今年1月の日台漁業共同委員会で、今後重視するべき操業ルール等について、一応、日本と台湾との間で一致をしたところで、関係漁業者の方々が安心して操業できるよう、先ずはこの操業ルールの徹底と定着ということを注視している。</p> <p>②</p> <p>【水産庁】 <u>日韓暫定水域の資源管理には、韓国側が一切応答していないというのが現状である。</u> <u>特に日本海の暫定水域でズワイの資源状況の悪化や韓国漁船による漁場占拠という問題があり、昨年6月の共同委員会で、両国の共同による暫定水域内の海底清掃や韓国政府の漁業取締船を一定期間当該海域に配置することなどを主張して合意しており、合意された事がしっかりと守られるように、韓国側には強く求めている。</u></p> <p>日中の暫定水域については、操業隻数の情報交換などを行っているが、引き続き何ができるかということを考えて行きたいが、現実問題として、非常に情報が不足しているというのが現状である。</p>

【外務省】

特に今、東アジアにおいて日本を取り巻く環境が中国韓国等の関係で非常に厳しい状況にある中、海に出て汗を流している方々にとっては、益々厳しいものであることを非常に感じており、関係省庁しっかりとスクラムを組んで対応することが重要であると考

えている。
また、今後もこのような形で色々と意見をいただき、韓国や中国との漁業交渉に如何に反映して行くかということを考え、日々業務に携わっている。

③

【水産庁】

これができれば非常にすばらしく、あるべき姿であると思うが、なかなか3国がテーブルに着くというのは望みがなく、当面は日韓、日中の枠組みを上手く使って、資源管理体制の早期確立に向けて努力して行きたい。

④

【水産庁】

取締船を増隻しており、これを上手く活用しながら、監視取締りの一層の強化を進めたい

【外務省】

現行の枠組みの下で、漁業共同委員会を含む外交ルートで随時問題提起を行うと共に、相手国側にきっちりと対応するようという申し入れも含めて、協議等を行っている。

【水産庁】

平成25年度の補正予算で、韓国中国基金として約50億が認められている。現在はその基金事業を使って海底清掃や漁具被害の際の支援をしており、引き続き基金事業を使いながら対応して行く。

回答に対するコメント（案）

新協定の発効後14年経過するが、その目的である暫定水域内の資源管理、漁業秩序の確立に向けた具体的な進展が見えてこない。漁業者による民間協議は、進展させることができない状況であり、国レベルで責任をもって調整していただきたい。

また、この進展しない状況下にあって、漁業者に対する救済策については、引き続き、基金事業による中長期的かつ安定的な観点で支援していただきたい。

【別紙1】

平成25年度要望結果に対する各海区の意見について

IV 外国漁船問題等について

<p>3 外国漁船の取締強化</p> <p>① <u>日本の領海及び排他的経済水域における海上保安庁や水産庁の取締体制を一層強化し、日本の排他的経済水域内における韓国・中国・台湾漁船の無許可操業に対し、徹底した取締りを実施すること。</u></p> <p>② 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。また、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</p>
<p>要望海区</p> <p>○鳥取海区ほか</p>
<p>回答の概要</p> <p>①</p> <p>【水産庁】 他の項目でも説明した監視体制の増強により、海保とも連携して、しっかりと対応する。</p> <p>【海上保安庁】 日中漁業協定における以南水域では、漁業関係法令を適用しないということになっており、取締りができないが、以南水域から越境したものはしっかりと取り締まるということで、3隻の中国サンゴ密漁船を検挙しており、また、全国でも11件の外国漁船を検挙した。 <u>領海内では、例えばトカラの周辺で台湾のはえ縄漁船を検挙しており、対馬周辺では臨検を忌避して逃走したのもも検挙している。</u> <u>排他的経済水域では、ボンド金（早期釈放制度による担保金）をとってという形の処理になるが、広い海区で航空機を使って幅広く監視しながら巡視船と連携した取締りを行って行きたいと考えているので、引き続き支援等をお願いする。</u></p> <p>②</p> <p>【水産庁】 ①と同様、海保と連携してしっかりと対応して行きたい。</p> <p>【海上保安庁】 全国にある海上保安部、保安署、分室等の出先機関で、特に漁業関係者の方とは、常に緊密に連携をとりながら業務を行っている。</p>
<p>回答に対するコメント</p> <p><u>引き続き、取締りの強化をお願いする。</u></p>

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日韓暫定水域について、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、沖合底びき網漁業関係者においては、平成22年に浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について協議が決裂し、22年以降は同水域内での海底清掃は実施できていない。</p> <p>こうした中、現在まで協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。</p> <p>一方、双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。</p> <p>については、協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要があるため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。 3 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。 4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の改修事業等に加え、基金化のメリットを活用した抜本的な経営救済対策を講じること。 	

新規要望	○新規要望
議 題	外国漁船に対する我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日中、日韓新漁業協定により設定された暫定水域及びその周辺海域では、各国の漁船が操業をしておりますが、外国船の集中操業や危険な航行により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる状況となっております。</p> <p>また、暫定水域周辺海域では我が国の権限が他国の船舶に及ばないため、外国漁船との間で事故等が発生した場合、原因等について十分な検証が出来ず、責任を追及できない事案も生じています。</p> <p>暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界付近での事故を抑止し、安心して航行と操業が出来るよう、次の事項を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海上保安庁巡視船や水産庁取締船の増船や、人員増により、我が国周辺海域の外国漁船の監視体制をより一層強化すること。 2 外国漁船及び外国公船の位置や動向についての情報収集体制を強化し、周辺で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。 	

26. 8. 26 日本海新聞

尖閣付近で衝突事故

鳥取の漁船、国籍不明船と けが人なし

沖繩県・尖閣諸島付近の公海上で22日、鳥取県のイカ釣り漁船が国籍不明の船と衝突する事故があったことが25日、海上保安庁や漁業協同組合の関係者へ

の取材で分かった。

関係者によると、鳥

取県漁協所属のイカ釣

り漁船「第1豊生丸」

(19ト)が22日午前3時

半ごろ、公海上を航行

中に、漁船とみられる

船とぶつかった。豊生

丸は船体の一部壊れた

が自力で航行し糸満港

(沖繩県)に寄港、乗船

していた5人にけがは

なかった。相手の船は

衝突後に現場から離れたため、船名などは確認できなかったという。

尖閣諸島周辺では、

中国当局の船や漁船が航行しているのがたび

たび目撃されている。

ただ今回の衝突は公海

上の事故で、外国船籍

には捜査権が及ばない

ため、海保は、衝突原因

や船の国籍を解明する

ことは困難としている。

26. 8. 26 山陰中央新報

尖閣付近 鳥取の漁船が衝突 国籍不明船とけが人なし

沖繩県・尖閣諸島付近の公海上で22日、鳥取県のイカ釣り漁船が国籍不明の船と衝突する事故があったことが25日、海上保安庁や漁業協同組合の関係者への取材で分かった。

関係者によると、鳥取県漁協境港支所所属のイカ釣り漁船「第1豊生丸」(19ト)が22日午前3時半ごろ、公海上を航行中に、漁船と

みられる船とぶつかった。

豊生丸は船体の一部壊れた

が自力で航行し糸満港(沖

繩県)に寄港、乗船してい

た5人にけがはなかった。

相手の船は衝突後に現場か

ら離れたため、船名などは

確認できなかったという。

尖閣諸島周辺では、中国

当局の船や漁船が航行して

いるのがたびたび目撃され

ている。ただ今回の衝突は

公海上の事故で、外国船籍

には捜査権が及ばないた

め、海保は、衝突原因や船

の国籍を解明することは困

難としている。

要望結果の概要

I 海区漁業調整委員会制度について

項目	結果
1 海区漁業調整委員会制度の堅持 漁業法に基づく現行の海区漁業調整委員会制度を堅持し、委員会の設置に係る規定を見直さないこと。	【水産庁】 海区漁業調整委員会は、各地域で非常に重要な役割を果たしている機関であり、今後とも漁業法の下で、この役割が発揮できるよう、しっかりと務めたい。 規定を見直すということは、考えていない。
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 海区漁業調整委員会の安定した財政基盤が確保できるよう措置すること。	【水産庁】 しっかりと予算の確保に努めて行きたい。

II 沿岸漁場の秩序維持について

項目	結果
1 違法操業の取締強化等 ① 組織化及び広域化する巧妙で悪質な密漁に対処するため、海上保安庁及び水産庁を核とした組織横断的な取締り体制の連携強化を推進し、実効性のある取締りを実施すること。	【水産庁】 海保と連携した取締りについては、本庁段階では定期的な連絡会議を行っており、各地域でも調整事務所と保安部の定期的な会をもって情報交換を行っている。 引き続きしっかりとやっていきたい。 【海上保安庁】 悪質な密漁が横行しており、関係機関とも連携しながら厳正に取締りを行っている。 特に暴力団関係者が関与しているような事例は、その資金源になりかねないということで、注意している。 昨年では、震災で被災された漁業者の隙をついたような悪質な密漁があるということで、関係保安部が連携した取締りを行い、アワビの密漁者を現行犯逮捕したという例がある。 引き続き、そのような取締りを頑張っていきたいと考えている。
② 漁業関係団体等が公的機関と連携して行う違法操業禁止や海面利用のルール・マナー等に関する普及啓発活動を充実させ、密漁や操業トラブルの未然防止を図ること。	【水産庁】 これまでも様々な形で海面利用のルールやマナーの周知や普及啓発について支援をしてきたが、今後はその事業で得られた成果を上手く活用しながら、しっかりと取り組んでいきたい。 また、各都道府県の取締り担当とも連絡を取り合い、基礎的な情報の収集にも対応していきたい。

<p>③ 都道府県漁業調整規則に規定できる罰則の上限を、農林水産省令に規定できる罰則の上限と同等程度にまで引き上げること。</p>	<p>【水産庁】 平成 19 年の漁業法改正で、無許可操業については、知事許可漁業も大臣許可漁業と同様に 3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処することができるよう規定している。</p>
<p>2 「密漁もの」の流通防止 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を取扱わないよう引き続き積極的に指導・啓発活動を行うこと。</p>	<p>【水産庁】 平成 21 年「密漁水産物の市場流通からの排除と水産物の適正流通」という観点から、水産庁長官と総合食料局長の連名で関係団体に通知している。 また、個別の事象が起こった場合には、関係県や関係省庁と連携しながら適切に対応できるようにしていきたい。</p>

Ⅲ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等について

項 目	結 果
<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るため、定期的な話し合いの場を主催し、両者の斡旋を行うこと。 また、話し合いによる操業自粛等の合意事項が一定期間実践されているような場合は、その内容を公的規制へ移行すること。</p>	<p>【水産庁】 水産庁や関係県が入って仲介をし、調整会議を開催している。水産基本計画にも、水産庁として取り組むこととして記入しており、引き続きしっかりと対応したいと考えている。 合意事項の公的規制への移行は、これまでも適宜、制限条件や省令化に結び付けてきた実績がある。 今後も水産庁が間に立って、対応していきたいと考えている。</p>
<p>② 沿岸漁業者と沖合漁業者の漁場の競合及び資源配分を全般的に協議する場としての広域漁業調整委員会を活用するとともに、個別案件を協議する定期的な会議の設定を検討すること。</p>	<p>【水産庁】 広調委では、広域資源の管理をどのように行うかということを中心に議論をしており、その中で、議論していきたい。 個別案件を協議する定期的な場の設定については、関係者が限られてくると思うので、広調委の場ではなく、各地域の中で水産庁も間に入って対応したいと考えている。</p>

<p>③ 沿岸漁業と沖合漁業が競合する漁場や沖合漁業の操業区域が陸岸近くまで許可されている海域、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域については、沖合漁業の操業禁止区域の拡大を進めるよう配慮すること。</p> <p>また、許可の見直しに際しては、魚種、操業区域等を含め、関係漁業者の意向を踏まえて対応すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整の一つの大きなテーマと考えており、これまでも様々な問題に調整会議を開催して対応してきた。</p> <p>禁止区域の拡大は、相手にもこれまでの経緯がある中で、一方的にやるのは非常に難しいが、双方が協調できる所をどうやって整えていくかということに力を入れていきたいと考えている。</p>
<p>④ 漁業構造改革総合対策事業によるプロジェクト計画の採択に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これまでそのように対応してきており、引き続き水産庁も入って説明していきたいと考えている。</p> <p>当該事業は、平成19年から実施しており、特に問題、関心のある大中型まき網については、大型の網船を導入してきているが、大型化して漁獲努力量を増やすということを確認しているわけではなく、付属船の数を減らすなど操業コストを下げることにより、これまでよりも漁獲量が少なくても経営が成立するようなこととして実施している。</p> <p>沿岸漁業者には、そういう点を丁寧に説明しながら進めていきたい。</p>
<p>2 指定漁業の操業秩序の確立</p> <p>① 違反操業を防止し、水産資源の適正な管理による資源の維持回復を図る観点から、大中型まき網漁船に設置が進められているVMS「船舶位置監視システム」について、より効果的な運用を図るため、本船だけでなく灯船等、操業に関わる全ての船に義務づけること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>平成24年の指定漁業の許可の一斉更新で、許可の対象になっている本船へのVMSの設置を義務付けし、運用している。</p> <p>その他の船については、今のVMSの運用の状況を確認し、予算の状況を十分に踏まえながら、今後検討というように考えている。</p>

<p>② VMSの活用や、取締船、航空機による効果的な巡回などにより、違反操業の取締を強化するとともに、行政処分については迅速厳正なものとし、罰則の強化を図ること。</p> <p>特に、大中型まき網の光力規制を始めとした各種規制の遵守について重点を置くこと。</p>	<p>【水産庁】 本年度、漁業取締船を2隻増船し、取締船44隻、航空機4機で国内漁船や外国漁船の取締りをしており、状況に応じて必要な海域に機動的な取締りを実施している。</p> <p>VMSの情報も十分活用しながら、効率的な取締りをしていきたいと考えている。</p> <p>大中まきの光力規制については、決められたことをきっちり守るということで、指導取締りをしっかりとやっていきたい。</p> <p>【海上保安庁】 取締りについては、関係機関と連携しながら厳正に行っている。</p>
<p>3 水産資源の保護培養</p> <p>① 沿岸漁業と沖合漁業との共通漁獲対象となる重要魚種について、未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制する等、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るための施策を推進すること。</p>	<p>【水産庁】 我が国では、漁業の許可制度という入口規制とTACの設定という出口規制を公的規制として実施しているが、これに加えて平成23年度から資源管理・収入安定対策を実施し、公的規制と自主的規制を上手く組み合わせた資源管理を行っており、その中に、未成魚の採捕規制などの取組みも入っている。</p> <p>一方で、一般紙でも報道されているが、今後の資源管理をどうするかということについて、「資源管理のあり方検討会」を開催しており、これまで4回の会議を行い、今回は最終とりまとめを行うことになる。</p> <p>その中には、IQ制度の試験的な実施など色々な考え方があるが、全国各地で数千の取組みがある資源管理・収入安定対策を十分に見直して、その効果を十分に分析しながら次につなげていきたいと考えている。</p>
<p>② 資源評価については、沿岸漁業者及び沖合漁業者がともに納得行くような公平性・透明性を確保すること。また、生物学的許容漁獲量に基づくTAC配分については、ある海域に漁獲が集中することによる資源の悪化を防ぐため、操業区域を考慮し適正に配分するとともに、指定漁業の漁獲量管理を厳正に行うこと。</p>	<p>【水産庁】 関係者が共通の認識を持っていないと、上手く前に進まないと考えている。</p> <p>特にTACについては、公開で行う全国資源評価会議で色々な意見をいただき、実際の量を決めるときには関係者との意見交換会を実施しており、引き続き適正性と透明性に配慮したいと考えている。</p>

<p>③ マサバ太平洋系群の資源を早期に回復するため、安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けたより高い数値目標を設定するとともに、関係漁業者の資源管理計画が確実に実行されるよう、引き続き指導すること。</p> <p>特に、マサバを多獲する大中型まき網漁業に対しては、漁獲効率の高い水中集魚灯を全面使用禁止するとともに、漁期中の漁獲実態を常に把握し、小型魚（未成魚）及び主産卵場での産卵親魚の漁獲抑制など、関係漁業者への指導を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>マサバ太平洋系群の資源管理は、平成 15 年から資源回復計画を作成し、要望にあるとおり、未成魚を保護し、産卵親魚を残して行くという取組みを行っている。</p> <p>資源回復計画は、収入安定対策に引き継がれたが、自身は継続しており、その結果、産卵親魚は平成 15 年の資源管理計画スタート時には、約 6 万トンという非常に低い値であったが、その後の約 10 年間の取組みの結果 47 万トンまで回復してきている。</p> <p>今まで、低位であった水準が、中位に上がってきた状況で、今後も引き続き気を緩めず、さらに資源が安定するよう指導していきたい。</p> <p>水中灯の全面禁止は、大中型まき網の規制そのものが県の漁業調整規則から発展してきたもので、水中灯を使わないと漁ができない所やこれまで使ってきた所があり、一切禁止するのはなかなか難しいと考えているが、資源の管理や漁業の調整等の問題があれば、適切にできるように指導していきたいと考えている。</p>
<p>④ 日本近海に回遊するカツオ資源を増大させるため、2011 年の勧告に基づき、赤道付近のカツオ資源について更に調査・研究を充実させ、科学的根拠を積み重ね、引き続き関係諸国に対し資源管理の重要性について、理解を深めるよう求めて行くこと。</p> <p>また、赤道海域のまき網による大量漁獲と日本近海のカツオ資源の減少等との因果関係の明確な解析を行うとともに、赤道海域の漁場や漁法を開発してきた我が国の責任において、自ら漁獲努力量や漁獲量の規制等を提案し、国際的な働きかけを強化して、保存管理措置を推進すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>今年は特に、カツオの日本沿岸への来遊が非常に悪く、ある程度沖で操業できる船は比較的問題なかったが、沿岸のひきなわ等は非常に漁が悪かったということで、色々意見があった。</p> <p>太平洋のカツオ資源は、WCPFC の中で管理されており、その中では今の資源は決して悪い状況ではなく、今の漁獲を続けていても特段の問題は無いという資源評価になっているが、実際に日本周辺への来遊が少ないということは、熱帯域での大型漁船の漁獲の影響が疑われるということを経済で話し、先進国の大型まき網はこれ以上増やさないようにして、さらに漁獲努力量を抑制しなければならないと主張している。</p> <p>満遍なく資源が利用できる枠組みが必要であると考えているので、引き続きそのような取組みを続ける。</p>

<p>⑤ クロマグロの漁獲規制については、沿岸漁業者が不利にならないよう配慮すること。</p> <p>また、資源の保護のため、産卵期、産卵場における操業を禁止するなど大中型まき網漁業のクロマグロの資源管理対策を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>クロマグロについても、WCPFCの決定に基づき、これまでもやってきたし、今後もやっていく。資源は、非常に厳しい状況にあり、漁獲量を半減させるようにしなければ、この先回復しないだろうと言われている。</p> <p>それに対応して日本としては、まき網は量的管理が容易と考えているが、沿岸のひきなわや定置網でも多く漁獲されており、その管理をどうするかというのが、知恵の出どころと考えている。</p> <p>現在、担当者が各浜を回って、説明と今後の相談をしているところであり、皆さんの意見を聞いて対応していきたいと考えている。</p> <p>また、8月に開催する太平洋クロマグロに関する全国会議の際にも、意見交換をしたい。</p>
<p>⑥ 小型いかつり漁業の自主規制が効力あるものにするため国の指導により地域性を考慮した公的規制とすること。また、中型いか釣漁業の光力を小型いか釣漁業と同様に制限するよう措置すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>LED等の新技術や最近のいかつり操業そのものの状況を十分に考えながら対応する事が必要であると考えている。</p> <p>こちらから一方的に行うことは、地域の実情を考えると難しい問題があるので、皆さんの意見を聞きながら対応できることから対応していきたい。</p>

IV 外国漁船問題等について

項 目	結 果
<p>1 排他的経済水域の境界の画定</p> <p>竹島の領土権の確立や中国に対する平成9年の外務大臣書簡の破棄など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域（EEZ）にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>政府としても主張すべきところは主張しており、水産庁としても外務省と十分連携して、一步でも前に進めるように努力したい。</p> <p>【外務省】</p> <p>日頃より、どうすれば領海領土をしっかりと守れるのか、加えて、漁業者が安心して漁業に携わることができるか、水産物の持続可能な利用がきちんと保たれるのかということについて問題意識を持って取り組んでいる。</p> <p>東シナ海の排他的経済水域については、地理的中間線により境界を画定すべきとの考え方を主張している。外務省としては、日本の立場を明確に主張し、しっかりと境界を画定して、皆さんが安心して漁業に取り組まれるようにということで交渉を続けている。</p> <p>平成9年の所謂小淵外務大臣書簡に関して色々な意見をいただいております、国会等で取り上げられていることに加え、外務大臣にも色々な要望が寄せられており、非常に重く受け止めている。</p>

2 漁業協定等の見直し

① (新規) 日台漁業取り決め適用水域から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「台湾が主張する暫定執法線より南側の水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

【水産庁】

日台漁業取り決めに関する動きは、昨年から色々あったが、本年 1 月には操業ルールが一応合意された。

まずは、今の合意に基づいて日本漁船が安全に操業できるように対応したい。

現在、沖縄県には、水産庁と沖縄総合事務局の合同対策本部を設置しており、水産庁からも増員して現地の対応をしている。

また、漁業取締船も増隻して対応している。

そういう体制で、今のルールの下でできることを対応したい。

先島諸島の南側の水域は、そもそもが取り決め対象外の水域なので、追加されることはない。

【外務省】

台湾との関係は、非政府の実務協議という枠組みのため、中国とは違った形の民間の協力という枠組みをとっている。

漁業取決め水域の見直しについては、随時色々な形で要望を受けており、国会でも色々な形で取り上げられているということで、大変重く受け止めている。

沖縄の漁業者が、協定の対象を避ける形で、先島諸島南側の水域で主として操業していることは承知しており、その現状を踏まえて、現時点で、その水域を取決めの対象水域として台湾との間で議論する考えはないことをこの場でお伝えしたい。

② 東経 129 度以東海域での、韓国はえ縄漁船の操業を禁止すること。

【水産庁】

昨年 6 月に開催された第 15 回日韓共同委員会で、両国ではえ縄漁業者間の民間協議を支援し、助言するということが、一応の合意をしている。

これを受けて昨年 11 月には、日韓はえ縄漁業当事者間協議(民間協議)で、操業トラブル防止のための連絡体制の再開について合意している。

今後とも、民間合意に基づいてトラブルのない操業が行われるよう、配慮したい。

<p>③ (新規) 中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業について、実質的な取締りが可能な体制を構築すること。</p>	<p>【水産庁】 中国との間で議論を進めており、昨年8月の日中漁業共同委員会の中で、サンゴの不法採捕根絶について双方が協力して取組むということにしており、サンゴ船を見た場合の通報や調査の仕組みについて合意している。依然としてサンゴ船が来ているが、当該海域に取締船を配備し、粘り強く、しっかりと対応して行く。</p> <p>【外務省】 サンゴ網漁業について、中国の違法船等が大きな問題になっていることは承知しており、水産庁、海上保安庁とも頻繁に対策について話し合いをしている。 現状としては、昨年の日中漁業共同委員会の中で、サンゴ船を確認した場合には、中国側に通報して、中国側に調査してもらうような仕組みを導入することについて日中間で一致しており、それについては、しっかりと通報をしているし、実際に取締った場合には連絡を受け、皆さんに報告している。 依然として非常に大型な違法サンゴ船が海域に出ていることがあり、これをどういう形でやればより実効性のある取締りができるのかということ、今中国側とも議論しているところであり、一方で現行の法制度、体制の下でこういった対応ができるのか、水産庁、海上保安庁と相談している。</p>
<p>④ 我が国排他的経済水域における相手国漁船の操業条件を見直す場合には、我が国の漁業者の意向を尊重すること。</p>	<p>【水産庁】 これまで同様、交渉に先立って皆さんの意見をしっかりと確認していきたい。</p>
<p>3 暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ① (新規) 日台漁業取り決め適用水域について、我が国漁業者の操業実態を踏まえた操業ルールを早期に決定すること。</p>	<p>【水産庁】 今年の1月には一応のルールが合意されており、本ルールに基づいた操業ができるよう陸上、海上共に全力で対応したい。</p> <p>【外務省】 今年1月の日台漁業委員会で、今後重視すべき操業ルール等について、日本と台湾との間で一致をしたところで、関係漁業者の方々が安心して操業できるよう、先ずはこの操業ルールの徹底と定着ということを注視している。</p>

<p>② 日韓暫定水域及び日中暫定措置水域・中間水域について、国の責任において政府間協議による実効性を持った操業秩序を早急に確立させるとともに、両国と共同で資源回復・管理対策を講じること。</p> <p>また、民間協議における合意事項の履行について支援を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日韓暫定水域の資源管理には、韓国側が一切応答していないというのが現状である。</p> <p>特に日本海の暫定水域でズワイの資源状況の悪化や韓国漁船による漁場占拠という問題があり、昨年6月の共同委員会で、両国の共同による暫定水域内の海底清掃や韓国政府の漁業取締船を一定期間当該海域に配置することなどを主張して合意しており、合意された事がしっかりと守られるように、韓国側には強く求めている。</p> <p>日中の暫定水域については、操業隻数の情報交換などを行っているが、引き続き何ができるかということを考えていきたいが、現実問題として、非常に情報が不足しているというのが現状である。</p> <p>【外務省】</p> <p>魚類、水産物の持続可能な捕獲をいかにして維持していくかについて問題意識を持って取り組んでいる。</p> <p>特に今、東アジアにおいて日本を取り巻く環境が中国韓国等の関係で非常に厳しい状況にある中、海に出て汗を流している方々にとっては、益々厳しいものであることを非常に感じており、関係省庁しっかりとスクラムを組んで対応することが重要であると考えている。</p> <p>また、今後もこのような形で色々と意見をいただき、韓国や中国との漁業交渉に如何に反映して行くかということを考え、日々業務に携わっている。</p>
<p>③ 日・中・韓3国による東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設に向け、関係国との協議を進め、同海域における実効ある資源管理体制を早期に確立すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これができれば非常にすばらしく、あるべき姿であると思うが、なかなか3国がテーブルに着くというのは望みがなく、当面は日韓、日中の枠組みを上手く使って、資源管理体制の早期確立に向けて努力していきたい。</p>

<p>④ 韓国、中国及び台湾との間の政府間漁業交渉等において、我が国の排他的経済水域における各国所属漁船の違法操業の現状を示し、その根絶のための監視取締体制の強化及び操業秩序維持のための指導を強く要請すること。</p>	<p>【水産庁】 取締船を増隻しており、これを上手く活用しながら、監視取締りの一層の強化を進めたい。</p> <p>【外務省】 中国船の違法操業については、現行の枠組みの下で、日中漁業共同委員会を含む二国間の外交ルートで随時問題提起を行うとともに、相手国側にきっちりと対応するようにという申し入れも含めて、協議等を行っている。</p> <p>※ 具体例として、2-③のサンゴ網漁業を紹介 また、台湾漁船の違法操業については、交流協会を通じて、随時、台湾当局に申入れ等を行っている。</p>
<p>⑤ 外国漁船による違反操業や廃漁具の海上投棄等による被害を救済するため、漁場機能維持管理事業並びに外国漁船被害救済事業の継続・拡充を図ること。</p>	<p>【水産庁】 平成25年度の補正予算で、韓国中国基金として約50億が認められている。</p> <p>現在はその基金事業を使って海底清掃や漁具被害の際の支援をしており、引き続き基金事業を使いながら対応して行く。</p>
<p>4 外国漁船の取締強化</p> <p>① 日本の領海及び排他的経済水域における海上保安庁や水産庁の取締体制を一層強化し、日本の排他的経済水域内における韓国・中国・台湾漁船の無許可操業に対し、徹底した取締りを実施すること。</p>	<p>【水産庁】 他の項目でも説明した監視体制の増強により、海保とも連携して、しっかりと対応する。</p> <p>【海上保安庁】 日中漁業協定における以南水域では、漁業関係法令を適用しないということになっており、取締りができないが、以南水域から越境したものはしっかりと取り締まるということで、3隻の中国サンゴ密漁船を検挙している。</p> <p>また、全国でも11件の外国漁船を検挙しており、領海内では、例えばトカラの周辺で台湾のはえ縄漁船を検挙、対馬周辺では立入検査を忌避して逃走したものも検挙している。</p> <p>排他的経済水域では、ボンド金（早期釈放制度による担保金）を取ってという形の処理になるが、広い海区で航空機を使って幅広く監視しながら巡視船と連携した取締りを行って行きたいと考えているので、引き続き支援等をお願いする。</p>

<p>② 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。</p> <p>また、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</p>	<p>【水産庁】 ①と同様、海保と連携してしっかりと対応していきたい。</p> <p>【海上保安庁】 全国にある海上保安部、保安署、分室等の出先機関で、特に漁業関係者の方とは、常に緊密に連携をとりながら業務を行っている。</p>
<p>5 外国漁船等の避泊</p> <p>外国漁船等の、我が国海域への避泊にあたっては、入域者による基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p>【水産庁】 基本的には、緊急時以外は入域しないで欲しいということを強く主張しているが、入域の際には周りに被害が発生しないように強く要請して行く。</p> <p>また、基金事業等を使って被害が起きないように監視活動や漁具標識の整備などにも支援をしているので活用されたい。</p>

V 漁業者の安全操業の確保について

項 目	結 果
<p>1 沿岸漁業者の安全操業の確保</p> <p>① 小型船舶の保管・係留施設を早期に拡充するため地方自治体等の取組を支援するとともに、保管場所を登録要件として船舶検査時に検認するなど、無秩序な係留が早期に確実に減少するような具体策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>国交省と連携し、水産庁としてできる対策をしている。</p> <p>昨年5月にプレジャーボートの適正管理、利用環境改善のための推進計画を作っており、それに基づいて10年後を目指して色々対応したいと考えている。</p> <p>また、ミニボートについては、国交省との間に安全対策検討委員会というのをつくり、水産庁の担当者も参加して、24年2月にはミニボート安全マニュアルというものを作っており、</p> <p>水産庁のHPに遊漁の部屋というのがあるがそういったものも活用しながら様々な情報の普及というものにも努めており、引き続き対応させていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">※ 以下、1-②から2-④まで同じ</p> <p>【国土交通省】</p> <p>小型船舶の登録に関する法律の制定当時にも、適正な保管場所の確保について、問題があるという議論がなされたが、その際、実存する船舶の数に対して保管場所が極めて少ないという点が指摘された。</p> <p>平成22年度の実態調査では、プレジャーボート約20万隻に対し放置艇が約10万隻と半分を占める一方で、全国のマリーナの保管余力は3万隻という結果が出ており、まずは保管場所の十分な確保が必要であると考えている。</p> <p>昨年5月に、「プレジャーボートの適正管理および利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を国土交通省と水産庁で定め、10年間で放置艇を解消することを目標とし、保管能力の向上を掲げて、自治体において一時係留施設を確保すると共に、放置禁止区域の設定と適切な係留施設への誘導を行っている。</p> <p>また、これに従わない者については、行政代執行による排除にも努めている。</p> <p>今後も、係留保管施設の設置を進めて行くことが適切と考えているが、保管場所が十分確保された後には、登録の義務化等について、漁業者を含めた関係者と、検討することになるかと考えている。</p>

<p>② 船舶の適正管理、安全航行に関する意識啓発を行うためプレジャーボート所有者の組織化を図るなど、新たな対策を検討すること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>現在、メーカーや販売店の団体である日本マリン事業協会と連携し、販売店やメーカーを通じて、直接、所有者・使用者に対して安全等の啓発活動を行っている。</p> <p>今後も、この様な直接、使用者・所有者に届く啓発活動を日本マリン事業協会のみならず、他の関係業界とも協力して進めて行きたい。</p>
<p>③ プレジャーボート利用者に対し、賠償責任保険の加入を義務化すること。</p> <p>また、義務化に際しては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>個人所有の輸送機器に保険加入を義務付けている例としては、自動車の自賠保険がある。これは、運行による対人賠償を補償するものであり、制定当時の自動車保有台数や事故率等に鑑みて設定されたと理解している。</p> <p>現在のプレジャーボートの保有隻数や事故率を踏まえると、自動車に比べ、未だ数字的に少ない、事故率が低いということもあり、今すぐ制度化することは難しい。</p> <p>一方で、現在のプレジャーボートの保険加入率は保有隻数の約1割と見られており、人的又は物的被害の保護や海洋性レクリエーションの健全な発展を図る観点から、加入率向上が課題であると認識している。</p> <p>このため、製造事業者や販売店、免許や検査を行う団体に対し、販売時等における賠償責任保険の付帯や必要性の周知などを行うよう指導している。</p> <p>また、一部のマリーナ等ではプレジャーボートの利用にあたり保険加入を条件としているところもあり、そのような取り組みも徐々に広まってきている。</p> <p>今後も、色々な方面から保険加入の必要性を訴え、加入率の向上が図られるよう取り組んで行きたい。</p>
<p>2 ミニボートにかかる海上交通安全の確保</p> <p>① 購買者、操縦者に対して、安全講習等の受講を義務づけ、海上衝突予防法の内容について指導・啓発すること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>ミニボートが手軽に楽しめるボートとして普及する一方で、事故が多くなっているのも事実であるところ、平成21年度に、ミニボートによる海難事故を減少させ、安全安心な利用環境整備を推進するということを目的として、行政機関、学識経験者、業界関係者を集めた委員会を設置して検討した。</p> <p>この委員会で作成したユーザー向けの安全マニュアルやDVDをインターネットにより広報したり、イベントや講習の際に配布するなどして安全啓発を推進している。</p> <p>また、メーカー団体である日本マリン事業協会にはミニボートメーカーも会員として入っており、ユーザーに対して安全講習会を開くなど、業界とも連携した啓発推進を行っている。</p> <p>今後も、関係団体と協力して、啓発を推進して行きたい。</p>

<p>② 航行性能及び各地先の海況に合わせた航行範囲の制限や夜間航行の禁止措置を早期に講じること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>委員会で議論して、ミニボートの航行範囲は、概ね岸から1 km以内、出航地からは2 km以内を推奨し、夜間航行は、非常に危険であるので、行わない様にすべきであることを推奨してマニュアルに記載している。</p> <p>マニュアルの配布と安全講習会等を通じてユーザー等に対して周知を図っており、今後も啓発を推進して行きたい。</p>
<p>③ 漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗、レーダー反射板及びボートにポールを立てる装置の設置について業界を強く指導すること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>委員会で議論した結果、3 m以上の高さで目印となる旗やポールを立てること、またレーダー反射板を立てることが有効であり、これらをミニボートに設置してもらうことが必要であると考え、マニュアルの中に推奨事項として記載して、ユーザーへの周知を図っている。</p> <p>メーカーの方でもこれらの装置の設置を進めていると聞いており、今後もユーザーへの直接、またはメーカーと協力して、啓発を推進して行きたいと考えている。</p>
<p>④（新規）事故が頻発している現状に鑑み、交通安全対策基本法等に基づく交通安全業務計画を見直し、安全講習に留まらない実効性のある対策を進めること。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>ユーザーへの安全啓発が必要であると認識し、委員会の開催や、それに基づくパンフレットやDVDの作成、またパンフレット等を色々な場面で使ってユーザーへ直接訴える等の対策を進めてきている。</p> <p>パンフレットやDVDは、平成24年2月に作成し、その後、啓発を行っており、現時点でこれらの対策の効果を評価することは難しいと考えている。</p> <p>今までの対策の効果が評価できた後、新たな対策の必要性について、検討したいと考えており、まずは、現在の啓発活動等の対策を今まで以上にメーカー団体や有識者、検査機関等と連携して進めたい。</p>